

改正

昭和48年12月25日規則第39号

昭和49年3月1日規則第3号

昭和49年10月10日規則第32号

昭和56年5月14日規則第22号

昭和59年12月27日規則第18号

平成元年11月18日規則第20号

平成6年1月7日規則第1号

平成6年8月12日規則第38号

平成6年11月29日規則第43号

平成8年10月1日規則第37号

平成9年5月2日規則第20号

平成9年9月24日規則第37号

平成10年6月23日規則第27号

平成12年12月28日規則第68号

平成13年5月17日規則第32号

平成13年12月27日規則第52号

平成15年10月21日規則第41号

平成16年12月22日規則第37号

平成17年5月30日規則第49号

平成17年7月5日規則第58号

平成19年6月22日規則第34号

平成22年1月13日規則第1号

平成22年3月25日規則第21号

平成22年5月20日規則第44号

平成23年3月30日規則第21号

平成23年12月12日規則第48号

平成24年4月27日規則第24号

平成26年10月16日規則第41号

平成28年3月31日規則第28号

平成29年3月31日規則第34号

上尾市子ども医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市子ども医療費支給条例（昭和48年上尾市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第1条の2 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(支給資格の認定の申請)

第2条 条例第4条の規定により子ども医療費の支給資格の認定を受けようとする者は、子ども医療費支給資格認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該子どもの氏名が記載された医療保険の被保険者証、組合員証又は加入者証の写し

(2) 当該子どもの住民票の写し

(3) 前2号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類のうち、その内容及び状況を確認することができるものがあるときは、その書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請者が条例第2条第3号の保護者に該当しないと認めたときは、子ども医療費支給資格認定申請却下通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(支給資格証)

第3条 条例第5条第1項の支給資格証（次項において「支給資格証」という。）の様式は、第3号様式のとおりとする。

2 支給資格者は、支給資格証を損傷し、又は紛失したときは子ども医療費支給資格証再交付申請書（第4号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(届出の方法)

第4条 条例第6条の規定による届出は、子ども医療費支給資格内容等変更届（第5号様式）を市長に提出することにより、これを行うものとする。

(支給の手続)

第5条 条例第7条第1項の規定による支給の申請は、こども医療費支給申請書（償還払）（第6号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第7条第2項に規定する支払の請求は、こども医療費請求書（現物給付）（第7号様式）を市長に提出することにより、これを行うものとする。ただし、当該支払の額の審査及び当該支払に関する事務を同条第4項の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託している場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係るこども医療費の支給を決定したときは、こども医療費支給決定通知書（第8号様式）により、当該申請者にその支給額を通知するものとする。

4 こども医療費は、口座振替の方法により保護者に支給するものとする。この場合において、当該保護者の死亡等により保護者に支給することができないときは、市長が定める者に支給する。

（預金口座）

第6条 条例第7条第1項の規定に基づき、こども医療費の支給を申請しようとする者は、市長が指定する金融機関にあらかじめ預金口座を設けた上で、その旨を市長に届け出なければならない。

（返還の請求）

第7条 条例第10条の規定に基づく返還の請求は、こども医療費返還請求書（第9号様式）により行うものとする。

（受給資格証の返還）

第8条 受給資格者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定による受給資格証の返還は、こども医療費受給資格証返還届（第10号様式）に当該受給資格証を添えて市長に提出することにより、これを行うものとする。

（受給資格喪失の通知）

第9条 市長は、受給資格者が条例第2条第3号の保護者に該当しなくなったと認めたときは、こども医療費受給資格喪失通知書（第11号様式）により、当該受給資格者であった者に通知する。ただし、受給資格者が死亡した場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。ただし、条例附則第2項の規定によってなされる手続に関しては、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第32号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第18号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の上尾市乳児医療費支給条例施行規則の規定に基づいて交付した乳児医療費受給資格証については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に作成されている乳児医療費交付申請書は、当分の間使用することができる。

附 則（平成6年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の上尾市乳幼児医療費支給条例施行規則第4号様式の規定、第2条の規定による改定後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第4号様式及び第4号様式

の2の規定並びに第3条の規定による改正後の上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第6号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる食事療養に係る標準負担額について適用し、施行日前に行われた食事療養に係る標準負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第37号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2号様式の改正規定は、平成10年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（第2号様式を除く。）による用紙については、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成12年規則第68号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の第4号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年規則第32号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第52号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第37号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の上尾市こども医療費支給条例施行規則第5条及び第5号様式から第7号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費の支給について適用し、施行日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に配布されているこの規則による改正前の上尾市乳幼児医療費支給条例施行規則（以下「旧規則」という。）第5号様式による乳幼児医療費支給申請書（償還払）及び旧規則第5号様式の2による乳幼児医療費請求書（現物給付）は、この規則による改正後の上尾市こども医療費支給条例施行規則によるものとみなす。
- 4 旧規則第5号様式による乳幼児医療費支給申請書（償還払）及び旧規則第5号様式の2による乳幼児医療費請求書（現物給付）は、この規則の施行後においても当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成22年規則第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（上尾市こども医療費支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の上尾市こども医療費支給条例施行規則（以下この項及び次項において「旧規則」という。）第1号様式によるこども医療費受給資格認定申請書及び旧規則第4号様式によるこども医療費受給資格内容等変更届は、この規則による改正後の上尾市こども医療費支給条例施行規則によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則第1号様式によるこども医療費受給資格認定申請書及び旧規則第4号様式によるこども医療費受給資格内容等変更届の用紙については、この規則の施行後においても当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成22年規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の上尾市子ども医療費支給条例施行規則(以下「旧規則」という。)第5号様式による子ども医療費(乳幼児)支給申請書(償還払)、旧規則第6号様式による子ども医療費(乳幼児以外の子ども)支給申請書(償還払)及び旧規則第7号様式による子ども医療費請求書(現物給付)は、この規則による改正後の上尾市子ども医療費支給条例施行規則によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧規則第5号様式による子ども医療費(乳幼児)支給申請書(償還払)、旧規則第6号様式による子ども医療費(乳幼児以外の子ども)支給申請書(償還払)及び旧規則第7号様式による子ども医療費請求書(現物給付)の用紙については、この規則の施行後においても当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成22年規則第44号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(上尾市子ども医療費支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の上尾市子ども医療費支給条例施行規則第5条第2項ただし書の規定は、平成22年4月1日以後に対象となる子ども(上尾市子ども医療費支給条例(昭和48年上尾市条例第23号)第2条第3号に規定する対象となる子どもをいう。以下この項において同じ。)が市長の指定する医療機関等(同条第7号に規定する医療機関等をいう。以下この項において同じ。)で受けた医療に係る当該医療機関等からの支払の請求(同条例第7条第2項に規定する支払の請求をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に対象となる子どもが市長の指定する医療機関等で受けた医療に係る当該医療機関等からの支払の請求については、なお従前の例による。

附 則(平成23年規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用されている改正前の上尾市子ども医療費支給条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)による書類は、改正後の上尾市子ども医療費支給条例施行規則の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式により作成した用紙については、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成23年規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に使用されている改正前の上尾市子ども医療費支給条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、改正後の上尾市子ども医療費支給条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式により作成した用紙については、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成24年規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に使用されている改正前の第1号様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、改正後の第1号様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式により作成した用紙については、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成26年規則第41号）

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第34号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

子ども医療費受給資格認定申請書

(宛先) 上尾市長

申請年月日		年	月	日																													
保護者	氏名	[カカナ]			生年月日	年	月	日	子どもの続柄	父・母・他()	電話	自宅・携帯(父・母・他()) () - ()	(転入の場合のみ) 転入日	年	月	日																	
	住所	上尾市			<small>子ども医療費助成制度の資格・支給審査にあたり、私、私の配偶者、私の属する世帯の世帯員及び生計を同じくする者について、上尾市及び他市区町村が保有する住民基本台帳及び課税台帳等の公簿により確認することに同意します。また、必要が生じた場合、加入医療保険に所得区分や附加給付金・高額療養費等を確認することに同意します。なお、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに届出を行います。</small>																												
子ども	氏名	[カカナ]	性別	男・女	生年月日	年	月	日	転入日	年	月	日	保険資格取得日	・出生年月日 ・他 年 月 日	資格決定事由	出生・転入 保護者変更 他()	資格決定日	年	月	日	受給資格証番号												
		[カカナ]	男・女	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	出生・転入 保護者変更 他()	年	月	日														
		[カカナ]	男・女	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	出生・転入 保護者変更 他()	年	月	日														
		[カカナ]	男・女	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	出生・転入 保護者変更 他()	年	月	日														
上記の保護者名義の振込口座	金融機関名	[カカナ]			支店名	[カカナ]			支店出張所	[カカナ]			記号	[カカナ]		番号	[カカナ]																
	金融機関コード	[カカナ]	店番号	[カカナ]	種	[カカナ]	口座番号	[カカナ]																									
	名義人氏名 (カタカナ) ※姓と名の間は、1マス空けてください。																																
	受給者番号	[カカナ]	名前	[カカナ]	生年月日	年	月	日	と同じ口座で登録する。																								
<input type="checkbox"/> 子ども医療の(認定番号 または 受付番号)と同じ口座で登録する。 <input type="checkbox"/> 児童手当()と同じ口座で登録する。																																	
子どもの加入医療保険	被保険者・世帯主等の氏名	[カカナ]																															
	被保険者・世帯主等の個人番号	[カカナ]																															
保険者番号	[カカナ]																																
保険組合名称	全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合 国民健康保険 国民健康保険組合 支部																																
電話	[カカナ] - [カカナ]																																
備考																																	

第2号様式 (第2条関係)

子ども医療費受給資格認定申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで申請のあった子ども医療費受給資格認定申請については、審査の結果、次の理由で認められませんので通知します。

- 1 申請者の氏名
- 2 こどもの氏名
- 3 理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式 (第3条関係)
第3号様式 (第3条関係)

<u>こども医療費 受給資格証</u>	公費負担番号 受給者番号	
氏名		性別
生年月日		
住所		
受給資格者		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		埼玉県上尾市長 印

第4号様式 (第3条関係)

第4号様式(第3条関係)

こども医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

次の理由により、こども医療費受給資格証の再交付を申請します。

申請者

受給資格者氏名	
住 所	上尾市
電 話 番 号	() —

対象となるこども

	受 給 者 番 号	氏 名	生 年 月 日
1			年 月 日
2			年 月 日
3			年 月 日
4			年 月 日

再 交 付 の 理 由	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他()
-------------	---

確 認	<input type="checkbox"/> 健康保険証(登録保険と異なる場合、変更届が必要) <input type="checkbox"/> その他
-----	---

第5号様式(第4条関係)

こども医療費受給資格内容等変更届

(宛先)

上尾市長

届出年月日		年 月 日	
受給資格者	フリガナ		
	氏名	こどもとの続柄	
	住所	上尾市	生年月日
		父・母・他()	
		年 月 日	
		電話番号	
		自宅・携帯【父・母・()】	
こども	受給者番号		氏名
			フリガナ
			生年月日
			年 月 日
		フリガナ	
		年 月 日	
		フリガナ	
		年 月 日	

(変更事項)

1 住所変更

新住所	上尾市	電話	自宅・携帯【父・母・()】
-----	-----	----	----------------

2 氏名変更

こどもの氏名	¹	²	³
--------	--------------	--------------	--------------

受給資格者の氏名		※4 振込口座の変更欄も記入して下さい。
----------	--	----------------------

3 加入医療保険の変更

記号	番号	保険組合名称	
被保険者・世帯主等の氏名		全国健康保険協会	
資格取得日 ※全員を確認	年 月 日	健康保険組合 共済組合 国民健康保険 国民健康保険組合	
		電話()	支 部
		保 険 者 番 号 (右寄せに記入)	

※以前の保険資格喪失日から新しい保険資格取得日まで、無保険期間がありますか。

ある	旧保険資格喪失日	年 月 日	無保険期間がある場合はその期間に、こども医療費の助成を受けられません。	ない
----	----------	-------	-------------------------------------	----

4 振込口座の変更(上記の受給資格者名義に限ります。)※口座の変更は、2か月程度かかります。

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協		支 店 名	本店	支 店 出張所
金融機関コード	店 番 号		口 座 番 号		
名義人氏名(カタカナ)					

年 月 日

(宛先)

上尾市長

受給資格者	住所	上尾市	対象となるこども	受給者番号	
	フリガナ			フリガナ	
	氏名			氏名	
	電話	()		生年月日	年 月 日
	氏名			診療年月	年 月 診療分
加入医療保険	保険証の記号番号		記号	番号	
	フリガナ		フリガナ		
	被保険者、世帯主等氏名		被保険者、世帯主等氏名		
	保険者番号		保険者番号		
	保険組合の名称		保険組合の名称		
		電話	()		

医療機関記入欄	《領収書》※保険外のものには記入の対象ではありません。				(患者氏名) _____ 様
	診療年月	年	月	点	
	入院・外来の別	0 外来	1 入院	公費負担がある場合…他法負担点数	
	入院日数	日			
	保険診療総点数			点 (円)	
	請求する保険診療一部負担金	/ / / /	0	円	
	領収した保険診療一部負担金			円	
	領収した入院時食事療養費標準負担額			円	
	食事回数(ただし、平成18年3月までは食事日数)			食	
	領収した入院時食事療養費標準負担額			円	
県NO.	医療機関コード(7ケタ)	区分	処	(医療機関)所在地	
				名称	
				電話番号	

年 月 日

年 月 日

(宛先)

上尾市長

対象となる子ども	受給者番号						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日			年		月	日
	診療年月			年			月 診療分
	保険証の記号番号	記号			番号		
	保険者番号						
保険組合名称							
保険組合の電話番号	電話	()					

医療機関記入欄	《請求内容》						総合病院の診療科：小児・小児外・外・皮・眼・他()					
	診療年月			年		月分	公費負担がある場合…他法負担点数_____点					
	入院外来の別	0 外来 1 入院										
	入院した日数			日								
	保険診療総点数						点 (円)					
	請求する保険診療一部負担金						円					
	領収した保険料診療一部負担金						円					
	請求する入院時食事療養費標準負担額						円					
	入院時の食事回数(ただし、平成18年3月までは食事日数)			食								
	県コード	医療機関コード(7ケタ)			区分	処						
						(医療機関)所在地						
						名称						
						電話 ()						
						年 月 日						

郵便はがき

様

こども医療費支給決定通知書

第 号

こども医療費について、審査の結果次のとおり指定の口座に振り込みましたので、通知します。

支給額 ()

診療月 { }

年 月 日

上尾市長



第9号様式（第7条関係）

こども医療費返還請求書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



あなたが既に受給したこども医療費について、上尾市こども医療費支給条例第10条の規定に基づき、次のとおり返還するよう請求します。

住所	
氏名	
返還請求金額	
返還請求金額の内訳	
返還を請求する理由	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第10号様式（第8条関係）

こども医療費受給資格証返還届

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住所 上尾市

申請者

氏名

電話

次の理由により、こども医療費受給資格証返還の届出をします。

(資格証添付欄)

返還理由(○で囲んでください。)

- 転出
- 死亡
- 保護者の変更
- 重度心身障害者医療への変更
- 生活保護開始
- その他
- ()

事由発生日

年 月 日

口座変更

あり ・ なし

資格証持参でないとき

- 1 こどもの氏名 _____
生年月日 _____
受給者番号 _____
- 2 こどもの氏名 _____
生年月日 _____
受給者番号 _____
- 3 こどもの氏名 _____
生年月日 _____
受給者番号 _____

振込先

銀行・信金・農協											本店・支店				
				—					—						
名義人(カナ)															

第11号様式（第9条関係）

こども医療費受給資格喪失通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



次のとおり、こども医療費受給資格が喪失しましたので、通知します。

- 1 こどもの氏名
- 2 受給資格が喪失した年月日
- 3 受給資格が喪失した理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。